

ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I

No.448

平成26年4月1日発行



変更表ご活用 のお願い

共済組合周知用冊子「ゆうゆうライフMY共済'12版」の変更表を作成しました。
p7～p10を抜き取り、四つ折りの上、お持ちの冊子に挟んでご活用ください。

《広報担当》

プライバシーマーク付与認定のお知らせ

このたび、日本郵政共済組合は一般財団法人日本情報経済社会推進協会より、プライバシーマーク付与の認定を受けました。

今後も引き続き、プライバシーマーク認定事業者として、個人情報の適切な保護と取扱いを徹底し、より一層の信頼度と満足度の向上に取り組んでまいります。

※プライバシーマークとは、事業者の個人情報を取り扱う仕組みとその運用が適正であることを評価し、その証としてプライバシーマークを付与して事業活動に使用を認める制度です。



《企画調整担当》

検診費各種助成金送金スケジュール に関するお知らせ

人間ドック、がん検診及び脳ドックの検診費助成金の送金について、平成26年5月20日送金予定日に係る共済センターへの当該請求書到着期限を通常25日のところ、平成26年4月22日に変更させていただきますので、ご了承ください。

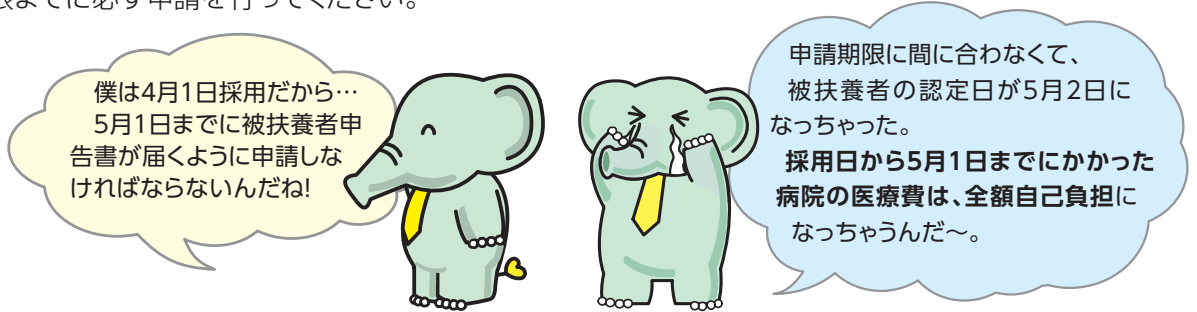
《助成担当》

目次

● 採用時に扶養する家族がいる方へ	2-3
● ご家族の扶養状況に変更があったときは届出が必要です	4
● 新入社員が提出する年金に関する書類	5
● 国民年金保険料の催告等があった場合の対応方法	5
● 平成26年4月から介護掛金率が引き下げられます	6
● 被用者年金制度の一元化について	6
● ゆうゆうライフMY共済'12変更表	7-10
● 出産費附加金・家族出産費附加金の給付が始まりました	11
● 結婚手当金が平成26年3月31日をもって廃止となりました	11
● 平成26年4月1日以降の附加給付の一部変更点(医療費・傷病手当金)	11
● 柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術内容について照会状を送付します	12
● 組合員証等の返却について	12
● 年金受給者が再就職したときは届出を忘れずに!	13
● 「氏名、住所、振込口座の変更」は、忘れずに届け出ましょう	14
● 年金関係統計調査にご協力をお願いします	15
● 第三者の加害による傷病で保険診療を受ける場合はご連絡ください!	15
● 平成26年度の特定健診受診券を交付します!	15
● 特定保健指導を実施しています!	16
● 共済組合が実施する福祉事業施策のご利用について	16
● 日本郵政共済組合 共済センターの連絡先など	16

採用時に扶養する家族がいる方へ

平成26年4月に新規採用された方で、採用日から扶養する家族(75歳未満の3親等以内の親族)がいる場合、ご自分で共済センターに被扶養者証の発行申請を行っていただく必要があります。**申請期限(採用日の翌日から30日以内)までに申請が行われなかった場合、採用日から家族の方を被扶養者とすることはできませんので、期限までに必ず申請を行ってください。**



▶ 申請に必要な書類は?

必須書類	備考
被扶養者申告書	次ページの様式をご使用ください。
所得証明書(写)	平成24年1月～平成24年12月までの期間の収入、所得を証明するもの ※1 無収入等の理由により所得証明書が発行されない方については、非課税証明書(写)でも可 ※2 22歳未満の子が学生で無職無収入の場合は在学証明書(写)でも可(学生証(写)は不可) ※3 15歳未満の子が無職無収入の場合は被扶養者申告書の「認定・取消日現在の職業」欄に「無」と記入すれば提出不要
住民票(写)	世帯全員が記載され、かつ、続柄が省略されていないもの ※ 別居の場合は、扶養事実申立書、戸籍謄本(写)及び定期的な送金(手渡し不可)をしていることがわかる通帳の写し(「同居」を認定の要件としない家族(配偶者・祖父母・父母・子・孫・弟妹)に限ります)

その他、場合により必要な書類	どのような場合に必要?
国民年金第3号被保険者該当届	20歳以上60歳未満の配偶者を扶養する場合
収入の内容が確認できる資料	所得証明書に何らかの収入、所得が記載されている場合
共同扶養に関する資料	組合員の他に共同して家族を扶養している人がいる場合
扶養事実申立書	同居の配偶者・子以外の家族を扶養する場合
その他の資料	認定の審査において共済センターが求めた場合

※ 公的書類を提出する場合は、原本ではなく(写)を提出してください。

申請書類の詳細は、採用時に配付する「**新入社員の皆様へ 日本郵政共済組合からのお知らせ**」、ホームページ「http://www.yuseikyosai.or.jp/application/hifuyousya_01.html」をご覧ください。コールセンターにお問い合わせください。

なお、申請書類は、職場の総務担当ではなく「共済センター 被扶養者担当」に直接送ってください。

《被扶養者担当》

採用時に扶養する家族がいる方へ

被扶養者の認定又は認定取消しの事由が発生した場合は、この様式を使用して共済センター被扶養者担当あてに届出をしてください(職場の総務担当の方へは、届出ししないでください)。
 なお、届出は事実発生日の翌日から30日以内に(取消は資料が揃い次第速やかに)行う必要がありますのでご注意ください。

(日本郵政共済組合) 申請年月日 年 月 日

被扶養者申告書

下記のとおり申告します。
 また、今後、扶養状況に異動があった場合は、速やかに届出ます。

組合員証番号	組合員(申告者)氏名 (フリガナ)	住所
	印	郵便番号
組合員 生年月日	昭和 平成 年 月 日生	昼間連絡先TEL
		所属局(部)課名

取扱区分	認定・取消			認定・取消			認定・取消			
認定(取消)を受けようとする者の氏名	カナ			カナ			カナ			
	漢字			漢字			漢字			
続柄・性別	続柄		性別 男 女	続柄		性別 男 女	続柄		性別 男 女	
生年月日	年 月 日			年 月 日			年 月 日			
認定・取消日現在の職業 (有の場合は職業名を記入)	無・有()			無・有()			無・有()			
収入種別・年間収入推計額 給与・賃金	円			円			円			
公的年金(障害年金)	円			円			円			
公的年金(上記以外)	円			円			円			
事業収入(不動産等含)	円			円			円			
失業給付	円			円			円			
その他()	円			円			円			
計	円			円			円			
同居・別居の別	同居・別居			同居・別居			同居・別居			
別居の場合は 現住所	郵便番号	〒			〒			〒		
	カナ									
	漢字	都道府県			都道府県			都道府県		
所得税法上の扶養控除申告 有無(年末調整)	有・無			有・無			有・無			
雇用保険 (失業給付)	有・無 受給開始年月日 ()			有・無 受給開始年月日 ()			有・無 受給開始年月日 ()			
現在の健康保険加入状況	国保・健保(共済)・未加入			国保・健保(共済)・未加入			国保・健保(共済)・未加入			
医療費助成を受けていた もしくは受ける予定ですか	はい・いいえ			はい・いいえ			はい・いいえ			
被扶養配偶者の 基礎年金番号(注③)										
被扶養者の要件を備え 又は欠けに至った 年月日及びその理由	平成 年 月 日 ()			平成 年 月 日 ()			平成 年 月 日 ()			
【取消す場合】 被扶養者証返還	1 返還する 2 亡失(年 月 日頃)			1 返還する 2 亡失(年 月 日頃)			1 返還する 2 亡失(年 月 日頃)			

- 注 ① 確認資料は、写しを添付し漏れのないように送付してください。
 ② 認定を取消す場合は、被扶養者証を本申告書に添付して返還してください。
 ③ 配偶者(20歳以上60歳未満の者に限る)を扶養する場合は、別に「国民年金第3号被保険者該当届」の提出も必要です(任意継続組合員の場合は除く)。
 ④ 共済組合に登録できる氏名及びフリガナの文字数は、氏名:6文字+6文字、フリガナ:12文字+12文字までです。被扶養者証に反映される文字数についても同様のため、お名前が途中までしか表示されない場合もあります。
 ⑤ 事実発生日の翌日から30日を超えて申請した場合は共済組合受付日が認定日となります。

共済組合 処理欄	受付	審査	1	2	認定・取消年月日	処理 ・システム入力年月日 H 年 月 日 ・被扶養者証回収の有無 有()・無
					平成 年 月 日	

【送付先】〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合共済センター(被扶養者担当)

ご家族の扶養状況に変更があったときは 届出が必要です

ご家族を就職等により扶養しなくなったときや退職等により扶養することとなったときは、速やかに「被扶養者申告書」と確認資料を提出して、認定又は取消の手続きを行う必要があります。



所属会社に提出した扶養手当についての「扶養親族届」では共済組合の被扶養者の認定及び取消し手続きは行われませんので、必ず「被扶養者申告書」及び確認資料に、取消手続の場合は組合員被扶養者証を添えて共済センターに提出してください。

取消の場合の提出例



毎年確認資料の添付もれが多発しています。
ご注意ください!

被扶養者として認定できる人

三親等内の親族のうち

- ・主として組合員の収入で生計を維持している人
- ・他の健康保険や共済組合に加入していない人
- ・年額130万円(月額108,334円、日額3,612円)以上の収入がない人
(障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者の年額は180万円)



別居している被扶養者の収入を上回る額の送金が必要です。
(収入がない場合の送金額は1人あたり5万円が目安となります)
送金の証明とするため口座による送金が必要です。

被扶養者の収入限度額の算定方法の例

収入の形態により収入限度額の算定方法が異なります。

- ① 月ごとに収入額が把握できる場合

連続する3か月の交通費等を含む総支給額の平均月額が108,334円未満(130万円÷12か月)であること。
なお、雇用開始から108,334円以上の収入が見込まれる場合は、採用日から取消となります。
- ② 公的年金を受給している場合
(60歳以上、または障害年金受給者に限る。)

年金以外の収入と公的年金収入・生命保険会社の個人年金収入を合算した額が180万円未満(月額150,000円未満)であること。
また、非課税の年金(遺族年金や障害年金)も収入に含まれます。
- ③ 雇用保険・傷病手当金を受給している場合

受給日額が3,612円未満(130万円÷360)であること。
なお、雇用保険受給期間中に他の収入がある場合は、その収入も合算します。
※日額3,612円以上受給している間は、期間の長短にかかわらず被扶養者として認定できません。
- ④ 事業(農業、営業等)、不動産収入等がある場合

明らかに必要と認められる経費の実額を控除した額が130万円未満であること。(所得税法上の必要経費とは異なります)
※家賃など月ごとに収入が把握できる場合は①の例によります。

国民年金の種別変更も忘れずに

組合員の配偶者を扶養しなくなったときは、お住まいの市区町村にて国民年金第1号被保険者への種別変更をしてください(国民年金第2号被保険者になる場合を除きます)。

また、新たに扶養することとなったとき(例:第1号または第2号被保険者→第3号被保険者)は、「被扶養者申告書」に「国民年金第3号被保険者種別変更届」を、死亡による取消の場合は、同死亡届を添付してください。

《被扶養者担当》

新入社員が提出する年金に関する書類

新入社員の方は、次の書類を共済センターに提出することにより、共済年金に加入したことが日本年金機構に登録されます。

未提出の場合は、共済年金に加入したことが日本年金機構に登録されず、年金事務所から支払う必要のない国民年金保険料の納付を催告されたり、将来年金を受給する際に支障を来すこととなりますので、必ず提出してください。

提出書類名	提出が必要となる方
基礎年金番号(※1)届出書	基礎年金番号が付番されている入社時20歳以上の方(※2) なお、入社時20歳未満の方でも公的年金制度に加入歴がある方は提出してください。

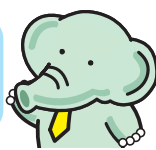
※1 基礎年金番号は、年金手帳又は基礎年金番号通知書で確認してください。

年金手帳又は基礎年金番号通知書の紛失等により、基礎年金番号が分からない場合は最寄りの年金事務所でも再発行の手続きをしてください。

※2 初めて就職された方で入社時20歳未満の方は、これから基礎年金番号が付番されますので提出の必要はありません。

Q1

基礎年金番号はいつ付番されるのですか？



Q2

基礎年金番号はどこで付番するのですか？

A1

20歳になったとき、または20歳未満で公的年金制度に加入したときに付番されます。

A2

日本年金機構が付番しています。

《標準報酬担当》

国民年金保険料の催告等があった場合の対応方法

組合員の資格を取得した情報は、日本郵政共済組合から国家公務員共済組合連合会(KKR)を経由し日本年金機構に通知されます。この間、約4か月かかり、このタイムラグのために支払う必要のない国民年金保険料の納付の催告が行われますが、催告があっても支払う必要はありません。

日本郵政グループ各社に正社員として就職すると、就職と同時に日本郵政共済組合の組合員資格を取得し、国民年金分も含めた共済年金の保険料(共済組合掛金(長期))が給与から天引きされますので、年金事務所からの各種通知書等により国民年金保険料を支払う必要はありません。

また、再度の催告を受けたときも支払う必要はありませんが、催告を受けないようにするには加入していた国民年金の被保険者種別に応じて次の手続きをしてください。

社員となる前の国民年金被保険者種別	再度の催告等を受けないため手続
学生(20歳以上)や自営業者などの国民年金第1号被保険者であった方	ご本人が市区町村又は年金事務所に国民年金第1号被保険者の資格喪失届を提出します。 ※ 国民年金保険料を口座から自動引落で納入している方は廃止届を金融機関に提出します。
厚生年金の被保険者や共済組合の組合員などの国民年金第2号被保険者であった方	年金事務所から第1号・第3号被保険者資格取得勸奨通知が送付されますので、適宜用紙に「平成※年※月※日共済組合員の資格を取得した」旨を記入し、組合員証の写しとともに送付元である年金事務所に郵送してください。

なお、共済組合員の資格取得後、長期間(6か月以上)経過しているにも関わらず催告がある場合は、入社時に共済センターに提出が必要な「基礎年金番号届出書」が未提出となっている場合がありますので、共済センターに連絡してください。

《標準報酬担当》

平成26年4月から 介護掛金率が引き下げられます

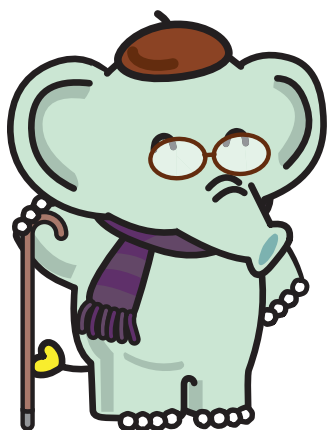
平成26年4月から介護掛金率を次のとおり改定します。

	改定後 平成26年4月から	現 行 平成26年3月まで	引き下げ幅
介護掛金率	0.605%	0.646%	0.041%

《標準報酬担当》

被用者年金制度の一元化について

「被用者年金制度一元化等を図るための厚生年金法等の一部を改正する法律」が公布(平成24年法律第63号)されたことに伴い、平成27年10月1日から、共済年金は厚生年金保険に統合されることになりました。



被用者年金制度

公的年金制度のうち国民年金制度を除いたものをいい、現在では共済年金(国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済)及び厚生年金保険の4つの制度に分かれています。

次号以降、基本的な内容や変更点について、順次お知らせします。

《年金担当》

ゆうゆうライフMY共済'12変更表

ページ	該当か所	現行	変更	変更日												
6~7	結婚手当金の請求 [いつまでに]	結婚した日の翌日から2年以内	結婚(入籍)年月日の翌日から2年以内	平成26年4月1日												
9	表中 出産費・ 家族出産費の請求 [提出書類]	1 出産費・家族出産費請求書 (直接支払制度差額請求用)等 2 出産費・家族出産費支給申請書 (受取代理用)等 3 出産費・家族出産費請求書等	(1) 出産日が平成26年3月31日まで ⇒変更なし (2) 出産日が平成26年4月1日以降 ⇒1 出産費・家族出産費・附加金請求書 (直接支払制度差額請求用) 2 出産費・家族出産費・附加金支給申請書 (受取代理用) 3 出産費・家族出産費・附加金請求書	平成26年4月1日												
14~15	表中 療養費の請求 [提出書類]	療養費・家族療養費・高額療養費請求書等	療養費・家族療養費請求書等	平成25年4月1日												
14~15	表中 高額療養費及び 附加給付の請求 [提出書類]	療養費・家族療養費・高額療養費請求書等	高額療養費・附加給付請求書等	平成25年4月1日												
16~17	表中 埋葬料・家族埋葬料の 請求 [いつまでに]	死亡した日の翌日から2年以内	埋葬を行った日の翌日から2年以内	—												
28	表中 各担当名及び 担当事務 [担当名][担当事務]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当名</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準報酬 担当</td> <td>標準報酬、短期・長期・介護掛金、 基礎年金番号、育児休業掛金免除</td> </tr> <tr> <td>被扶養者・ 任継担当</td> <td>組合員証、被扶養者の設定・取消し、 任意継続組合員、国民年金第3号、 被扶養者の資格確認</td> </tr> </tbody> </table>	担当名	担当事務	標準報酬 担当	標準報酬、短期・長期・介護掛金、 基礎年金番号、育児休業掛金免除	被扶養者・ 任継担当	組合員証、被扶養者の設定・取消し、 任意継続組合員、国民年金第3号、 被扶養者の資格確認	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当名</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準報酬・ 任継担当</td> <td>標準報酬、短期・長期・介護掛金、 基礎年金番号、育児休業掛金免除、 任意継続組合員</td> </tr> <tr> <td>被扶養者 担当</td> <td>組合員証、被扶養者の設定・取消し、 国民年金第3号、被扶養者の資格確認</td> </tr> </tbody> </table>	担当名	担当事務	標準報酬・ 任継担当	標準報酬、短期・長期・介護掛金、 基礎年金番号、育児休業掛金免除、 任意継続組合員	被扶養者 担当	組合員証、被扶養者の設定・取消し、 国民年金第3号、被扶養者の資格確認	平成25年7月1日
担当名	担当事務															
標準報酬 担当	標準報酬、短期・長期・介護掛金、 基礎年金番号、育児休業掛金免除															
被扶養者・ 任継担当	組合員証、被扶養者の設定・取消し、 任意継続組合員、国民年金第3号、 被扶養者の資格確認															
担当名	担当事務															
標準報酬・ 任継担当	標準報酬、短期・長期・介護掛金、 基礎年金番号、育児休業掛金免除、 任意継続組合員															
被扶養者 担当	組合員証、被扶養者の設定・取消し、 国民年金第3号、被扶養者の資格確認															
31	15行目	短期掛金18,057円(463,000×39.00/1000)	短期掛金22,455円(463,000×48.5/1000)	平成26年4月1日												
31	16行目	介護掛金 2,699円(463,000× 5.83/1000)	介護掛金 2,801円(463,000× 6.05/1000)	平成26年4月1日												
31	18行目	長期掛金36,720円(463,000×79.31/1000)	長期掛金38,359円(463,000×82.85/1000)	平成25年9月1日												
32	表「掛金率と負担金率」	掛金率と負担金率(平成24年3月現在) 〈掛金率〉 短期 39.00/1000 介護 5.83/1000 長期 79.31/1000 〈負担金率〉短期 39.00/1000 介護 5.83/1000 長期 79.71/1000	掛金率と負担金率(平成26年4月現在) 〈掛金率〉 短期 48.5/1000 介護 6.05/1000 長期 82.85/1000(※) 〈負担金率〉短期 48.5/1000 介護6.05/1000 長期 83.25/1000(※)	平成26年4月1日 ※長期掛金率・負担金率は 平成25年9月1日												
38	表中の担当名	被扶養者・任継担当	被扶養者担当	平成25年7月1日												
39	結婚のとき	結婚手当金 80,000円	(1) 結婚(入籍)年月日が平成25年3月31日まで ⇒結婚手当金 80,000円 (2) 結婚(入籍)年月日が平成25年4月1日~ 平成26年3月31日まで ⇒結婚手当金 40,000円 (3) 結婚(入籍)年月日が平成26年4月1日以降 ⇒なし(制度廃止)	平成25年4月1日												
39	表中の担当名	被扶養者・任継担当	被扶養者担当	平成25年7月1日												
41	表中の担当名	被扶養者・任継担当	被扶養者担当	平成25年7月1日												
44	表中 [提出書類]	出産費・家族出産費請求書 (直接支払制度差額請求用)	(1) 出産日が平成26年3月31日まで ⇒変更なし (2) 出産日が平成26年4月1日以降 ⇒出産費・家族出産費・附加金請求書 (直接支払制度差額請求用)	平成26年4月1日												
44~45	表中 [提出書類]	出産費・家族出産費支給申請書(受取代理用)	(1) 出産日が平成26年3月31日まで ⇒変更なし (2) 出産日が平成26年4月1日以降 ⇒出産費・家族出産費・附加金支給申請書(受取代理用)	平成26年4月1日												
44	表中 [提出書類]	出産費・出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)	同上	平成26年4月1日												
45	表中 [提出書類]	出産費・家族出産費請求書	(1) 出産日が平成26年3月31日まで ⇒変更なし (2) 出産日が平成26年4月1日以降 ⇒出産費・家族出産費・附加金請求書	平成26年4月1日												
47	■養育しないこと なった場合		(追加)6.組合員が産前産後休暇を開始し、 掛金免除の申し出をしたとき	平成26年4月1日												
52	表中の担当名	被扶養者・任継担当	被扶養者担当	平成25年7月1日												
59	9~11行目	■提携銀行(平成24年3月1日現在) 三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、中央三井 信託銀行、住友信託銀行、みずほ銀行、新生銀行、 りそな銀行(埼玉りそな銀行)の7行。	■提携銀行(平成25年11月1日現在) 三井住友銀行、三井住友信託銀行、三菱東京UFJ 銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ銀行、新生銀行、 りそな銀行(埼玉りそな銀行)の7行。	平成25年11月1日												
59	12~13行目	※平成24年4月1日に中央三井信託銀行と 住友信託銀行は他一行と三行合併し、 三井住友信託銀行となる予定(提携銀行は7行から6行)。	削除	平成25年11月1日												
59	24~29行目	◆◆◆住宅をあっせんしています◆◆◆ から、最後の行までの全文	削除	平成25年7月1日												

ページ	該当か所	現行	変更	変更日
60	全文	全文	削除	平成25年7月1日
63	最終行	特定保健指導は有料です(自己負担3割)	特定保健指導を途中脱落しないで最後まで利用して終了した場合には、特定保健指導を利用した際の自己負担額を助成します。	平成25年4月1日
64	下から6行目 ※21	HbA1c5.2%以上	HbA1c(NGSP値)5.6%以上	平成25年4月1日
66	表「任意継続組合員となるとき」[提出先]	被扶養者・任継担当	標準報酬・任継担当	平成25年7月1日
66	表「任意継続組合員となるとき」2項目	かんぼの宿・K K R 宿泊施設利用手帳 請求書に係るもの全て	削除	平成26年4月1日
66	表「任意継続組合員をやめるとき」[提出先]3か所	被扶養者・任継担当	標準報酬・任継担当	平成25年7月1日
69	表中 1項目(退職届) [提出書類]	70ページの表	68ページの表	—
71	表「配偶者の加給年金額」 [加給年金額]	394,500円	389,200円(平成26年度は改定の予定あり)	平成25年10月1日
71	表「子の加給年金額」 [2人目まで1人につき]	227,000円	224,000円(平成26年度は改定の予定あり)	平成25年10月1日
71	表「子の加給年金額」 [3人目から1人につき]	75,600円	74,600円(平成26年度は改定の予定あり)	平成25年10月1日
71	下から11行目	788,900円	778,500円(平成26年度は改定の予定あり)	平成25年10月1日
77	(2)の※	平成25年3月31日まで 一部負担金が1割に据え置かれます。	平成26年3月31日まで ⇒平成26年度以降70歳に到達した高齢受給者 より2割負担 ⇒従来1割負担をしていた高齢受給者は継続して 1割負担	平成26年4月1日
77	■高齢受給者証 4行目から5行目	※自己負担額が2割負担の方は軽減特例措置により平成25年3月31までは1割負担です(自己負担額が3割の方は軽減特例措置の対象外です)。	※自己負担額が軽減特例措置により1割負担となっている方は平成26年4月1日以降も75歳到達までは1割負担となります(誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日の方)。	平成26年4月1日
78	表中の担当名	被扶養者・任継担当	被扶養者担当	平成25年7月1日
82	表中 [提出書類]	療養費・家族療養費・高額療養費請求書	療養費・家族療養費請求書	平成25年4月1日
83	■高額療養費・ 附加給付の2行目	25,000円を超えた場合	(1) 一般所得者 ⇒変更なし (2) 上位所得者 ⇒ 1 平成25年9月受診分まで…25,000円を超えた場合 2 平成25年10月受診分より…30,000円を超えた場合 3 平成26年4月受診分より…40,000円を超えた場合 4 平成27年4月受診分より…50,000円を超えた場合に 引き上げられます。	平成25年4月1日
84	最終行	平成25年3月31日までの暫定措置	平成26年4月1日以降も継続 (制度の変更予定あり)	平成26年4月1日
85	表(3)の※2	平成25年3月31日までの暫定措置	平成26年4月1日以降も継続 (制度の変更予定あり)	平成26年4月1日
89	下から7行目	591,700円	583,900円(平成26年度は改定の予定あり)	平成25年10月1日
89	下から2行目	227,000円	224,000円(平成26年度は改定の予定あり)	平成25年10月1日
90	上から5行目	986,100円	973,100円(平成26年度は改定の予定あり)	平成25年10月1日
90	上から6行目	788,900円	778,500円(平成26年度は改定の予定あり)	平成25年10月1日
90	表中 加算年金額 [子2人目まで1人につき]	227,000円	224,000円(平成26年度は改定の予定あり)	平成25年10月1日
90	表中 加算年金額 [子3人目から1人につき]	75,600円	74,600円(平成26年度は改定の予定あり)	平成25年10月1日
91	表中 [傷病手当金附加金/ 支給期間]	傷病手当金の支給期間が満了したあと、 なお治療のため勤務ができないときは、 組合員が退職するまで	傷病手当金の支給期間が満了した後、なお治療のため勤務ができない場合で、 1 待期間(※)の初日が平成25年3月31日までの場合 ⇒組合員が退職するまで 2 待期間の初日が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの場合 ⇒通算して12か月間 3 待期間の初日が平成26年4月1日以降の場合 ⇒通算して6か月間 ※待期間は、傷病手当金の対象となる私傷病の初診日以降で、 実際に療養のために勤務できなくなった最初の「連続する3日間」をいいます。	平成25年4月1日
93	表中の担当名	被扶養者・任継担当	被扶養者担当	平成25年7月1日
94	表中の担当名	被扶養者・任継担当	被扶養者担当	平成25年7月1日
95	弔慰金・家族弔慰金・ 同附加金	弔慰金附加金及び家族弔慰金附加金	弔慰金附加金及び家族弔慰金附加金は 平成25年3月末で廃止	平成25年4月1日

ページ	該当か所	現行	変更	変更日
96	下から6行目	子(※3)のいる妻(夫は対象外)、又は子(※3)	子(※3)のいる配偶者、又は子(※3)	平成26年4月1日
97	上から6行目	591,700円	583,900円(平成26年度は改定の予定あり)	平成25年10月1日
97	上から12行目	788,900円	778,500円(平成26年度は改定の予定あり)	平成25年10月1日
97	表中 加算年金額 [子2人まで1人につき]	227,000円	224,000円(平成26年度は改定の予定あり)	平成25年10月1日
97	表中 加算年金額 [子3人目から1人につき]	75,600円	74,600円(平成26年度は改定の予定あり)	平成25年10月1日
97	右の表例)	(基礎年金分) 788,900円 (1人目のお子様の加算分) 227,000円 (2人目 ") 227,000円 (3人目 ") 75,600円 計 1,318,500円	(基礎年金分) 778,500円 (1人目のお子様の加算分) 224,000円 (2人目 ") 224,000円 (3人目 ") 74,600円 計 1,301,100円	平成25年10月1日
111	表中 沖縄指定宿泊施設 [宿泊数制限]	1回の利用で3泊まで	月1回(最大3泊まで)の利用	平成25年4月1日
111	■割引対象者	組合員、任意継続組合員及び被扶養者	組合員、任意継続組合員及び被扶養者(宿泊時に組合員資格喪失又は被扶養者認定の取消がされていないこと)	平成25年4月1日
112	■その他		(追加) 7 沖縄指定宿泊施設の2,000円割引の内訳は、 共済組合1,500円、沖縄指定宿泊施設500円です。	平成25年4月1日
113	■手帳交付対象者	2 永年勤続者 勤続20年以上で退職し、任意継続 組合員となった方…利用カード2枚入りの利用手帳	削除	平成26年4月1日
113	■手帳交付請求	2 永年勤続者 様式「かんぼの宿・K K R 宿泊施設 利用手帳請求書」を記入し、…へ請求してください。	削除	平成26年4月1日
113	■利用対象宿泊施設及び 割引金額の(注4)	宿泊以外の利用ができません。	施設により、宿泊以外の利用ができません。	平成25年4月1日
117	表「宿泊助成一覧表」項番4 沖縄[割引(助成)対象外の利用]	6歳未満の乳幼児の利用	小学生未満の子の利用	平成25年4月1日
117	表「宿泊助成一覧表」項番4 沖縄[宿泊数制限等]	1回の利用につき3泊まで助成	月1回(最大3泊まで)の利用に助成	平成25年4月1日
118	表「宿泊施設一覧」項番1 かんぼの宿 小樽[郵便番号]	047-0192	047-0154	平成25年4月1日
122	表「東急ホテルズの ホテル及びリゾート施設 一覧表」上から5施設目[施設名]	バンパシフィック横浜ベイホテル東急	横浜ベイホテル東急	平成25年4月1日
123	表「東急ホテルズの ホテル及びリゾート施設 一覧表」上から4施設目[施設名]	ホテル東急ビズフォート神戸元町	削除	平成26年4月1日
123	表「東急ホテルズの ホテル及びリゾート施設 一覧表」下から11施設目[施設名]	ホテル東急ビズフォート博多	削除	平成26年4月1日
123	表「東急ホテルズの ホテル及びリゾート施設 一覧表」下から9施設目[施設名]	鹿児島東急ホテル	削除	平成25年4月1日
123	表「東急ホテルズの ホテル及びリゾート施設 一覧表」下から7施設目[施設名]	ホテル東急ビズフォート那覇	削除	平成26年4月1日
123	表「東急ホテルズの ホテル及びリゾート施設 一覧表」下から3施設目[施設名]	今井浜東急リゾート	伊豆今井浜東急リゾート	平成25年4月1日
124	表「ペンション一覧表」 上から4施設目[施設名]	969-2701 耶麻郡北塩原村裏磐梯曾原湖レイクウッド	969-2701 耶麻郡北塩原村裏磐梯松原曾原山1095 レイクウッド	平成26年4月1日
124	表「ペンション一覧表」 上から11施設目[施設名]	P湯河原	削除	平成26年4月1日
124	表「ペンション一覧表」 上から14施設目[施設名]	P四季	削除	平成26年4月1日
124	表「ペンション一覧表」 上から15施設目[施設名]	須坂市仁礼町峰の原高原3153-598	須坂市仁礼町峰の原高原3153-598	平成26年4月1日
124	表「ペンション一覧表」 上から17施設目[施設名]	Pせこいあ	削除	平成26年4月1日
124	表「ペンション一覧表」 下から12施設目[施設名]	PふらいINGばん	削除	平成26年4月1日
124	表「ペンション一覧表」 下から11施設目[施設名]	プチホテルシャングリラ	Pシャングリラ	平成26年4月1日
124	表「ペンション一覧表」 下から9施設目[施設名]	Pベッラマーレ	削除	平成26年4月1日
124	表「ペンション一覧表」 下から7施設目[施設名]	P琵琶湖	削除	平成26年4月1日
124	表「ペンション一覧表」 下から1施設目[施設名]	Pおかの家	削除	平成26年4月1日

ページ	該当か所	現行	変更	変更日
125	表「■利用料金」 コナミススポーツクラブ [都度利用制 1回の利用料]	840円から2,730円(一部4,620円)	864円から2,808円	平成26年4月1日
125	表「■利用料金」 コナミススポーツクラブ [月会費制 入会金等]	初期登録料 6,300円	カード発行手数料 1,080円	平成26年4月1日
125	表「■利用料金」 コナミススポーツクラブ [月会費制 月利用料]	4,515円から12,810円	4,644円から13,176円	平成26年4月1日
125	表「■利用料金」 セントラルスポーツクラブ [入会金等]	カード発行手数料 525円	カード発行手数料 540円	平成26年4月1日
125	表「■利用料金」 セントラルスポーツクラブ [都度利用制 1回の利用料]	525円から2,100円	540円から2,160円	平成26年4月1日
127	表「任意継続組合員」	〈提出先〉共済センター標準報酬担当	〈提出先〉共済センター標準報酬・任継担当	平成25年7月1日
127	表「被扶養者」	〈提出先〉共済センター被扶養者・任継担当	〈提出先〉共済センター被扶養者担当	平成25年7月1日
127	表「被扶養者配偶者」	〈提出先〉共済センター被扶養者・任継担当	〈提出先〉共済センター被扶養者担当	平成25年7月1日
131	メンタルヘルス専門 「心の健康電話相談」 [受付時間]	月～金曜日 午前9時～午後9時 土曜日 午前10時～午後6時 (日曜日・祝日、1月1日～3日は休み)	24時間・年中無休	平成25年4月1日

〈追加項目〉

○出産費附加金・家族出産費附加金

平成26年4月1日以降に、組合員又はその被扶養者が出産した場合、出産費のほかに附加金を給付します。

給付額 **40,000円**

(例) 1回の出産で2人出産した場合・・・40,000円×2人=80,000円

注意事項

- (1) 附加金は、組合員からの請求に基づいて給付しますので、様式「出産費・家族出産費・附加金請求書」の提出が必要です。(出産費と同時に請求することができます。)
- (2) 附加金は、共済センターで出産費・家族出産費の給付を確認した後に給付となります。 《給付担当》

○産前産後休暇中の共済組合の掛金免除

これまで育児休業を取得した組合員について、その休業期間中、組合員の申請により共済組合の掛金を免除する制度がありますが、平成26年4月1日から、「産前産後休暇」の期間(産前6週間^(※)・産後8週間)についても、組合員の申請により共済組合の掛金が免除されます。

※ 多胎妊娠の場合は産前の14週間

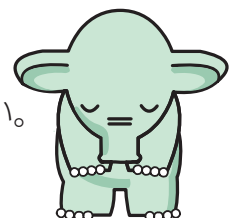
《標準報酬担当》

○産前産後休暇後の標準報酬月額の見直し

これまで育児休業からの復帰時に3才未満のお子様を養育されていた組合員については、勤務時間が短くなる等により給与の支給額が下がった場合、組合員の申請により共済組合の掛金計算のもとになる標準報酬月額を見直す制度がありますが、平成26年4月1日から、産前産後休暇終了後に育児休業を取得しない場合についても、組合員の申請により標準報酬月額を見直すことができます。

《標準報酬担当》

※詳細はホームページをご覧ください。 コールセンターにお問合せください。



出産費附加金・家族出産費附加金の給付が始まりました

平成26年4月1日以降に出産された方(組合員又は被扶養者)を対象に、「出産費附加金・家族出産費附加金」を新たに給付します。

給付額の例 直接支払制度を利用したケース(産科医療補償制度に加入した場合)

出産費・家族出産費 420,000 円(※)	+	附加金 40,000 円	=	合計金額 460,000 円
---------------------------	---	-----------------	---	-------------------

共済組合から医療機関等へ直接支払います。 共済組合から組合員へ支払います。

※産科医療補償制度に加入しない場合、出産費・家族出産費の金額は390,000円となります。

※医療機関等での出産費用が420,000円未満の場合は、その差額を組合員に支払います。

注意

- (1) 附加金は、**組合員からの請求に基づいて給付**しますので、**請求書の提出が必要**です。
また、附加金は、出産費・家族出産費と同時に請求することもできます。
- (2) 附加金は、当共済センターで出産費・家族出産費の給付を確認した後に給付となります。
- (3) 1回の出産で出産した人数分の附加金を給付します。
(例) 1回の出産で2人出産した場合・・・40,000円×2人=80,000円
- (4) 産科医療補償制度につきましてはホームページまたは「ゆうゆうライフMY共済'12(P41)」をご参照ください。
※請求書の様式については、ホームページをご覧ください。

《給付担当》

結婚手当金が平成26年3月31日をもって廃止となりました

平成26年3月31日以前に結婚された方は、給付対象となります。

なお、短期給付金の時効は、事実発生日の翌日から起算して2年間となっております。

詳しくは、ホームページ又はゆうゆうライフMY共済'12(P6~7)等をご参照ください。

《給付担当》

平成26年4月1日以降の附加給付の一部変更点(医療費・傷病手当金)

上位所得者の医療費負担に係る附加給付額の変更

対象者:受診月時点の標準報酬月額53万円以上の組合員世帯

附加給付の名称	給付事由	従来の給付額等(～平成25年9月)	変更後の給付額等
一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	1つの医療機関につき、 1か月の医療費の支払 が高額になったとき	保険診療の自己負担限度額 を25,000円とし、超えた部分 を給付	上位所得者 の自己負担限度額を、 平成25年10月受診分より 30,000円 平成26年4月受診分より40,000円 平成27年4月受診分より 50,000円 とし、超えた部分を給付
合算高額療養費附加金	1つの医療機関につき、 1か月の医療費の高額 な支払が、世帯で複数 あったとき	保険診療の自己負担限度額 を50,000円とし、超えた部分 を給付	上位所得者 の自己負担限度額を、 平成25年10月受診分より 60,000円 平成26年4月受診分より80,000円 平成27年4月受診分より 100,000円 とし、超えた部分を給付

傷病手当金附加金の支給期間の変更

傷病手当金附加金(注1)
は、「待期間(注2)の初
日」によって、支給期間が異
なります。

待期間の初日	傷病手当金附加金の支給期間
平成25年3月31日まで	傷病手当金(法定給付)支給終了後、退職日まで
平成25年4月1日から平成26年3月31日	傷病手当金(法定給付)支給終了後、12月間
平成26年4月1日以降	傷病手当金(法定給付)支給終了後、6月間

(注1)傷病手当金附加金の支給期間満了前に退職した場合は、残りの支給期間分の請求はできません。

(注2)待期間は、傷病の初診日以降で、その傷病の療養のため勤務できなくなった期間のうち、最初の「連続する3日間」です。

《給付担当》

柔道整復師(整骨院・接骨院)の 施術内容について照会状を送付します

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術を受けた組合員の一部の方に施術が適切に行われたかを確認する「照会状」を送付します。

「照会状」とは?

受診した理由、痛めた場所、治療内容等を回答していただく「回答書」が同封されます。

「照会状」を受け取られた方は、同封の返信用封筒にて速やかに回答をお願いします。

該当する人とは?

- ・1か月あたりの施術回数が多い場合
- ・初診から長い期間、施術が続く場合
- ・療養費が高額である場合 等の条件に該当される一部の方。

日本郵政共済組合だけの取り組みですか?

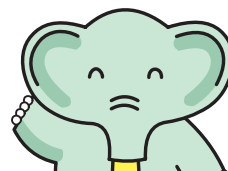
厚生労働省からも取り組み推進の通達があり、他の健康保険組合、国民健康保険等、多く行われています。

回答後、どうなりますか?

共済組合で回答内容と柔道整復師からの療養費支給申請書を照合し、審査を行います。

場合によっては、共済組合から柔道整復師へ施術内容を確認します。

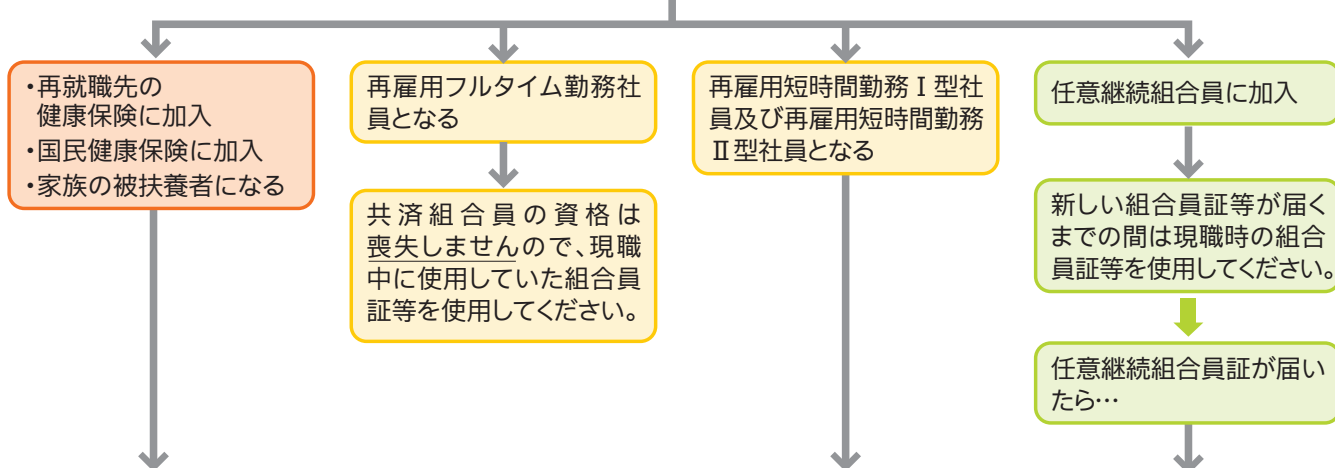
組合員の皆さまからの掛金により、柔道整復療養費を支払っています。
医療費適正化を目的とした施策ですので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。



《給付担当》

組合員証等の返却について

日本郵政グループ会社等を退職



組合員証等は速やかに共済センターへ返却してください!!



1. 資格を喪失した後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合は、不正使用となり共済組合が負担した医療費(7割~9割)を返還していただくことになります。
2. 組合員証等とは、カードまたは紙で交付されたもので**発行機関の名称が日本郵政共済組合**となっている証書をいいます。

《被扶養者担当》

年金受給者が再就職したときは届出を忘れずに！

年金を受給している方（請求者も含みます）が、再就職したときは次の届出が必要です。

▶ 再び、共済組合に加入した場合

退職日から1日以上あけて再就職（共済組合に加入）するとき
※退職日から引続き共済組合に加入する方は届出の必要はありません。

（例）3月31日退職
5月1日再就職

再就職の例

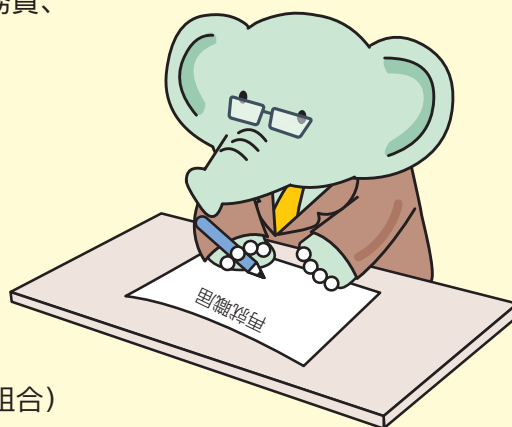
日本郵政グループのフルタイム再雇用社員、国家公務員、
地方公務員等

提出書類

- ・再就職届
- ・年金証書

提出及び照会先

共済センター 年金担当
（他の共済組合に加入する場合は、再就職先の共済組合）



共済年金は、在職している間（共済組合加入中）は原則として、その支給は停止となります。

そのため、「再就職届」の届出が遅れますと国家公務員共済組合連合会（KKR）で支給調整に必要な状況の把握ができず年金の過払が発生してしまい、後で返還していただくことがありますので、ご注意ください。

▶ 厚生年金保険の被保険者等になった場合

※厚生年金保険の被保険者等とは、厚生年金保険に加入している方、私立学校共済組合に加入している方、国会議員、地方議会議員になる方です。

厚生年金保険の加入については、再就職先の事業主にご確認ください。

再就職の例

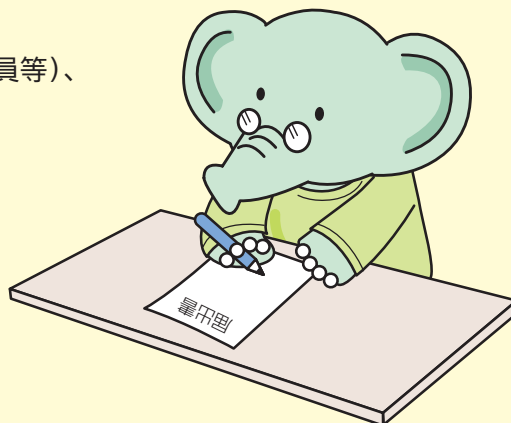
日本郵政グループの期間雇用社員（エキスパート社員等）、
民間会社の社員、私立学校の教員等

提出書類

厚生年金保険の被保険者等届（就職等届）

提出及び照会先

国家公務員共済組合連合会（KKR）



《年金担当》

「氏名、住所、振込口座の変更」は、 忘れずに届け出ましょう

▶ 社員(組合員)の方が氏名、住所等を変更したとき

日本郵政グループ各社に勤務している正社員(組合員)が氏名、住所又は給与振込口座を変更したときは、勤務先の総務担当の方へ各種届出書類を提出してください。

届出内容が集約センター等で総合人事情報システムに登録されることにより、共済システムに登録の氏名、居住地住所又は振込口座も変更され、変更後の氏名の組合員証等が発行されたり、共済センターからの各種送付物の送付先住所又は各種給付金等の送金先口座として使用される仕組みとなっています。

⚠ 注意

かんぽの宿等の総合人事情報システム管理対象外の事業所等に勤務する社員(組合員)は、次の表の下を参照してください。

▶ 被扶養者、任意継続組合員の方が氏名、住所等を変更したとき

共済センターへ所定の届出書類を送付してください。共済センターでは、それらの書類に基づき、被扶養者証や任意継続組合員証の発行、各種送付物の送付先住所等の登録を行います。

	氏名変更	住所変更	振込口座変更
社員(組合員)	「氏名変更届」	「居住地変更届」	「給与振込取扱依頼書」
	提出先:勤務先事業所の総務担当の方		
任意継続組合員	「氏名等変更届出書」	「振込口座・住所 新規・変更届出書」	
	提出先:共済センター標準報酬担当		
被扶養者	「氏名等変更届出書」		
	提出先:共済センター被扶養者担当		
被扶養配偶者 (20歳以上60歳未満に限る)	「国民年金第3号被保険者氏名変更(訂正)届」	「国民年金第3号被保険者住所変更届」	
	提出先:共済センター被扶養者担当		
退職後、退職共済年金受給までの間に氏名又は住所を変更された方 (任意継続組合員の方は、上の「任意継続組合員」欄の届出も必要)	「住所・氏名変更届」		
	提出先:国家公務員共済組合連合会(KKR) 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎 電話03-3265-8141(代表) ※様式については、KKRにお問い合わせください。 ※郵送料は差出人負担となります。 その他、退職後、国民年金第1号被保険者の方はお住まいの市区町村年金窓口、第2号被保険者の方は勤務先、第3号被保険者の方は配偶者の勤務先にご確認ください。		

総合人事情報システム管理対象外の事業所等と社員(組合員)の手続

- 日本郵政株式会社の宿泊関係(宿泊事業部本部、かんぽの宿、かんぽの郷、ラフレさいたま)
- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
- J Pビルマネジメント株式会社
- 日本郵政共済組合

これらの事業所等に勤務している方が氏名、住所又は振込口座を変更したときは、勤務先へ所定の届出書類を提出するとともに、共済センターに「氏名等変更届出書」又は「振込口座・住所 新規・変更届出書」を送付してください。
 なお、被扶養者又は任意継続組合員の方の届出は、上の表と同様です。

社員(組合員)が氏名を変更されたときは、給与振込口座として登録しているゆうちょ銀行口座の口座名義人の氏名変更手続についても、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口で忘れずに行ってください。

《標準報酬担当》

年金関係統計調査にご協力をお願いします

年金関係統計調査(動態統計調査)とは?

国家公務員共済組合連合会(KKR)で、将来の年金の給付に要する費用を算出するための基礎データを把握することを目的として、毎年行っている調査です。

当共済組合におきましても、調査対象となりました組合員及び元組合員の皆さまへ、調査票をお送りしますので、調査にご協力をお願いします。

調査対象者 組合員の約2割の方及び元組合員の約半数の方

調査時期 4月下旬から5月にかけて



《年金担当》

第三者の加害による傷病で 保険診療を受ける場合はご連絡ください!

第三者の加害(以下「第三者加害」といいます。)による傷病で保険診療を受けた場合、被害者の治療費を共済組合が立て替えることとなりますが、これは本来、加害者が全額負担するべきものであるため、**後日、共済組合は立て替えた治療費を加害者に請求します。**

第三者加害による傷病で保険診療を受けると、組合員は共済組合へ損害賠償等の申告をする義務が発生しますので、このような場合には速やかにご連絡ください。

第三者加害の例

- ・交通事故に遭った・同乗していた車が交通事故に遭い怪我をした
- ・暴行を受けた・他人の飼い犬に噛まれた・仕出し弁当等で食中毒になった

※通勤途中・業務中の場合、保険診療は受けられません。

《給付担当》

平成26年度の特定健診受診券を交付します!

被扶養者及び任意継続組合員が、特定健康診査の受診に必要な受診券を平成26年5月下旬～6月中旬ごろに発送する予定です。

特定健康診査は、自覚症状がなく進行する生活習慣病を見つけるチャンスです。

受診券と被扶養者証等を健診機関へ提示することにより、無料で特定健康診査を受けられますので、受診券が届いた方は、ご自身の健康管理のために積極的にご利用ください。

平成26年6月中旬以前に受診券の交付を希望される方は、「特定健康診査受診券発行兼再交付申請書」を共済センターにご提出いただくか、コールセンターまでご連絡ください。

※対象者は平成26年度に満40歳から74歳に達する方で、かつ平成26年4月1日現在資格のある組合員の被扶養者と任意継続組合員の方です。

資格喪失後はご利用できませんので、ご注意ください。

《助成担当》

特定保健指導を実施しています！

特定保健指導は、生活習慣病予防のために実施するもので、高齢者の医療の確保に関する法律の定めにより、医療保険者に対してその実施が義務付けられています。

そのため、日本郵政グループ会社の正規社員に対する特定保健指導は、日本郵政共済組合が外部の特定保健指導業務実施業者等に委託し、実施しています。

特定保健指導の対象者になった方は、特定保健指導業務実施業者等から所属事業所の所属長等を通じて文書で通知されます。

特定保健指導の利用は強制ではありませんが、健康増進に役立つものですので積極的に活用していきましょう。

※特定保健指導は、開始から6か月かかります。途中で組合員資格を喪失された方は、特定保健指導が途中で資格喪失日で終了となりますのでご了承ください。

《助成担当》

共済組合が実施する福祉事業施策のご利用について

平成26年1月16日から日本郵政グループの新しい福利厚生制度の取り扱いがスタートしました。

これにより、共済組合が実施している福祉事業施策のうち、宿泊助成や会員制スポーツクラブ法人割引(セントラルスポーツ)等との重複する施策があることから、共済組合では、現在、福祉事業施策の見直しに向けて検討しているところです。

結論が出次第、組合員の皆様にはお知らせいたしますが、それまでの間は、日本郵政グループの福利厚生制度と共済組合の福祉事業施策が併存することになります。

組合員の皆様におかれましては、当分の間、日本郵政グループの福利厚生制度及び共済組合の福祉事業施策いずれかを選択の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます(同一利用につき、両方の割引・助成は適用されません。)

《助成担当》

日本郵政共済組合 共済センターの連絡先など

① 電話によるお問合せ

コールセンター TEL **0120-97-8484** 受付時間：午前9時～午後6時(土、日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)
※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 **※電話番号はお間違えのないようお願いします。**

② 各種手続の方法など

ホームページ <http://www.yuseikyosai.or.jp/>

各種手続のご案内や請求書等の様式類を掲載していますので、申請や届出をする前にご覧ください。

③ 各種申請・請求書等のあて先

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※各種処理を迅速に行うため、必ずそれぞれの記事の右下にある担当名を記載してください。 ※郵送料は差出人負担です。